○塩谷町家庭用防犯対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町長は、犯罪の発生を抑止し、安全安心なまちづくりを推進するため、現に居住する住宅において、新たに防犯対策の強化を行った者に対し、塩谷町補助金等交付規則(昭和 47 年規則第 14 号)及び塩谷町補助金等の交付に関する規定(平成８年訓令第１号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、塩谷町家庭用防犯対策事業費補助金（以下「補助金」）を交付するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「防犯対策の強化」とは、第４条第１項各号で定める対策を講じるものとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

（１）　本町に居住し、かつ本町の住民基本台帳に記録されている者

（２）　防犯対策を行う住宅の所有者又は所有者と同一世帯に属する者

（３）　町税等に滞納がないこと(同一世帯の者を含む。)

（４）　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいない世帯に属する者

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、町内に存する住宅で新たに行う、次に掲げる防犯対策の強化に資するものとする。

（１）　防犯カメラ及び防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター、当該撮影した映像を記録する録画装置その他家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く）の購入費及び設置に係るものであって、次の要件を満たすもの。

ア　設置場所が所有する住宅の敷地内であること。

イ　撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意し設置されているもの。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得て設置されたものであること。

ウ　防犯カメラを設置している旨の表示が行われていること。

（２）　防犯性の高い錠又は補助錠の取付け

（３）　ガードプレートの取付け

（４）　防犯フィルムの取付け

（５）　面格子の取付け

（６）　センサー付きライトの設置

（７）　センサー付きアラームの設置

（８）　カメラ付きインターホンの設置

（９）　防犯砂利の設置

２　前項の規定にかかわらず、防犯対策の強化を賃借により行った経費は、補助対象経費としない。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費（消費税を含む）に２分の１以内とし、20,000 円を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、当該算出した額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請及び請求）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、塩谷町家庭用防犯対策事業費補助金交付申請書兼請求書(別記様式第１号)に、掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　防犯対策強化の経費が確認できる領収書等の写し

（２）　防犯対策強化の概要が確認できる書類

（３）　防犯対策強化の状況が分かる写真

（４）　住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影対象区域内に入る住民等の同意書（別記様式第２号）

（５）　防犯カメラの適正な設置及び運用に関する誓約書（別記様式第３号）

（６）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　前項の申請は、防犯対策の強化を完了した日から起算して６か月以内に行わなければならない。

（交付決定）

第７条　町長は、前条第１項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるとき又は却下したときは、塩谷町家庭用防犯対策事業費補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第２号)により当該申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項に規定する交付を決定したときはときは、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第８条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　交付の決定に付した条件又は法令等若しくはこの告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第10条　補助金の交付を受けて行った防犯対策の強化は、当該交付の決定があった日から起算して１年間は、その目的に反して譲渡、売買、交換、廃

棄、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めた場合は、この限りでない。

（調査）

第 11 条　町長は、必要があると認めるときは、機器及び取付工事についての調査又は申請者若しくは関係者への調査を行うことができる。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

（附　則）

（施行期日）

この告示は令和８年４月１日から施行する。

（補助上限額の特例）

第５条の規定にかかわらず、令和８年度における補助上限額は、50,000 円とする。